

平成26年6月2日

株式会社 山陰合同銀行

**行員・準職員（契約社員）・パートタイマーの給与改定を実施
行員は0.5%のベースアップ**

山陰合同銀行（頭取 久保田 一郎）では、従業員組合の要求も踏まえ、平成26年7月からの給与改定により、定期昇給とは別に、行員の定例給与を0.5%引き上げることを決定しました。同時に、準職員（契約社員）およびパートタイマーについては、勤務場所や職種に応じて、定例給与や時給、あるいは一時金の引き上げを行います。

山陰合同銀行は、政府のデフレ脱却に向けた経済政策の一つである賃上要求に対して可能な限り対応していくことが企業の社会的責務と考えております。

また、現中期経営計画の最終年度を迎え、今回の給与改定を実施することにより、従業員の生活満足度や士気が高まり、地域や取引先の皆様への一層のサービス向上に資するものと判断しております。

＜給与改定の内容＞

- ベースアップ率 : 定例給与の0.5%
- ベースアップ実施時期 : 平成26年7月から実施（組合正式受諾後）
- 定期昇給 : 例年通り実施（平成26年4月実施済み）
- 準職員定例給与改定額 : 勤務場所・職種により最大1万円引き上げ
- 準職員一時金改定額 : 勤務場所・職種により最大8万4千円引き上げ
- パートタイマー時給改定額 : 勤務場所・職種により最大120円引き上げ

以 上